（別紙様式第１号）

抽出検査チェックリスト
（申請者（農業者団体等）保管書類チェックリスト）

市　町　村　名　：

検査対象（団体）名：

※
検　査　日　：令和　年　月　日
検査員職氏名：
受検者職氏名：
〃　：
立会者職氏名：
〃　：
※県が抽出検査する場合に記載
（申請者（農業者団体等）保管書類チェックリストとして使用する場合は、記載不要）

◆県の抽出検査での確認方法：申請者が団体の場合、団体に所属する支援対象農業者数の平方根以上の農業者数を対象として抽出により確認を行うことができるものとする。（抽出の対象となる農業者数が5人以下の場合は、最低5人を対象として行う。ただし、支援対象農業者数が5人未満の団体の場合は全員を対象として行う）

→抽出の場合の対象者氏名：●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●、●●●●

◆チェックリスト

検査項目	No.		確認書類	ポイント	実施要領	備　考（抽出検査時の留意点）	チェック欄
共通	1	－	【農業者団体の場合】 規約	・農業者団体の場合は必要			□
		－	【個人、一戸一法人の場合】 推進活動を連携して実施する他の農業者が分かる書類 ※写真や議事録等	・個人、一戸一法人の場合の場合は必要	・国実施要領第1の2の（2）の場合		□
		－	【複数の農業者で構成される法人の場合】 複数の農業者で構成されていることが分かる書類	・複数の農業者で構成される法人の場合は必要	・国実施要領第1の2の（3）の場合		□
	2	－	市町村との往復文書 ①実施計画、営農活動計画書の写し（申請者→市町村） ②計画認定（市町村→申請者） ③交付申請書の写し（申請者→市町村） ④交付決定通知（市町村→申請者） ⑤実施状況報告書の写し（申請者→市町村） ⑥確認結果通知（市町村→申請者） ⑦請求書（申請者→市町村） ⑧営農活動実績報告書の写し（申請者→市町村）	①共通様式第１号、２号、３号（国実施要領） ②共通様式第４号（国実施要領） ③市町村の様式による ④市町村の様式による ⑤様式第７号（国実施要領） ⑥様式第８号（国実施要領） ⑦市町村の様式による ⑧共通様式第６号（国実施要領） ※上記書類の基礎となる、支援対象農業者と申請者との往復文書についても確認すること			□
	3	－	経理に関する書類 ①通帳、出納簿　等 ②支払に関する書類（起票、支払一覧　等）				□
	4	抽出	GAP指導員等による指導や研修又は農林水産省が提供するオンライン研修を受けたことを証する書類（①か②のいずれか） ①GAP認証の取得（又は取得中であること）を証する書類 ②GAP指導員等による指導または研修を受講したことを証する書類 （※オンライン研修を受講した場合は修了証を印刷したもの）	・認証は「GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP2016」取得にかかるものに限る ・研修は県のGAPの指導体制に位置付けられた指導者等が行うものに限る			□
	5	抽出	ほ場リスト（ほ場別の面積及び取組内容のわかるもの）及びほ場面積等が確認出来る書類	・算定対象農地面積は、本地面積（畦畔・法面を含まない） ・支援対象面積の根拠資料として、共済細目書等の公的資料等の写し ・有機農業の場合は、有機農業以外のほ場が含まれていないか確認	・国実施要領第9の1の（1）のア		□
	6	抽出	生産記録等 ・生産記録（国様式：参考様式第１号）　等				□
			【生産記録を省略する場合】 ・新潟県特別栽培農産物等認証制度の栽培管理記録（別紙１）及び認証通知 ・有機JAS認定書の写し ※添付：該当ほ場一覧	・左記書類の提出により、認定ほ場に係る生産記録（国参考様式第１号）の省略が可能 ・認定されたほ場のうち、交付金の対象ほ場がどこかわかるようにすること	・国実施要領第9の1の（1）のオ	・抽出検査時に認証通知又は有機JAS認定書の写しが、いずれも確認できない場合は、後ほど改めて確認すること。	□ □ □
	7	抽出	主作物についての出荷・販売伝票等	・取組面積10a以下の場合のみ必要	・国実施要領第9の1の（1）のウ		□
	8	抽出	みどりのチェックシート	・全ての項目について実施されたことが報告されていることを確認する	・国実施要領第9の1の（1）のエ		□
	9	抽出	対象活動の取組状況がわかる写真	・市町村が現地確認の代わりに写真による状況確認を行った場合は必要 ※「江の設置」は、延長及び幅・深さが要件と合致することが分かるもの ※「冬期湛水」は、市町村計画に基づく適切な湛水管理の状況がわかるもの			□
	10	－	推進活動の実施内容が分かる書類 ※「展示効果を高めるための標示」の場合は、ほ場に設置したことがわかる書類（ほ場写真等）		・国実施要領第9の1の（1）のイ	・抽出検査後に推進活動の実施が予定されている場合は、後ほど改めて資料等により確認すること	□
「カバークロップ」に取り組む場合	11	抽出	種子の購入量を証明する購入伝票等の写し		・国実施要領第9の1の（2）のア		□
	12	抽出	標準は種量を証明するカタログ等の写し		・国実施要領第9の1の（2）のイ		□
「リビングマルチ」、「草生栽培」に取り組む場合	13	抽出	種子の購入量を証明する購入伝票等の写し	・リビングマルチは小麦、大麦、イタリアンライグラスの種子を使用した場合は＠▲2,200円／10a			□
	14	抽出	標準は種量を証明するカタログ等の写し				□
「堆肥の施用」に取り組む場合	15	抽出	購入した堆肥の伝票等の写し ・散布を委託している場合は、堆肥の散布証明書等 ・譲渡の場合は、その伝票類 ・自給堆肥の場合は、原料等が記載された書類	・堆肥散布証明書等は、対象ほ場、面積、散布量、散布年月日等がわかるもの	・国実施要領第9の1の（3）のア		□
	16	抽出	堆肥の成分証明書等の写し	・C／N比10以上であること	・国実施要領第9の1の（3）のイ		□
	17	抽出	堆肥の原材料のわかる資料等	・カタログや肥料袋の表示の写しの他、製造者の証明書等 ・鶏糞等を主原料とする堆肥でないこと			□
	18	抽出	施肥管理計画	・参考様式第２号 ・堆肥の「肥効率」、「必要とする投入成分量」を独自設定している場合、数値を説明できること ・窒素及びリン酸の合計施用量が、「必要とする投入成分量」を超えないこと	・国実施要領第9の1の（3）のウ		□
	19	抽出	土壌診断結果書類		・国実施要領第9の1の（3）のウ		□
「不耕起播種」に取り組む場合	20	抽出	茎葉処理型の除草剤の使用がわかる書類（購入伝票、生産記録等） 専用播種機による播種の実施がわかる書類（写真・生産記録等）	・播種前に茎葉処理型の除草剤が散布されていること	・国実施要領第9の1の（3）のウ		□
「長期中干し」に取り組む場合	21	抽出	溝切実施日、中干期間のわかる書類（生産記録等）	・稲の生育中期に溝切（10a/1本以上）が実施されていること、中干期間が連続で14日間以上確保されていること	・国実施要領第9の1の（3）のウ		□
「秋耕」に取り組む場合	22	抽出	秋耕実施のわかる書類（生産記録等）	・湛水の4か月以上前に耕うんが実施されていること（＝翌春に水稲を作付けしない場合は対象外）	・国実施要領第9の1の（3）のウ		□
「有機農業」に取り組む場合	23	抽出	【JAS認定を受けていない場合】 ・使用した資材の資材証明書等の写し	・使用資材が、「有機農産物の日本農林規格別表１、２」の肥料又は農薬に適合しているか確認	・国実施要領第9の1の（4）のア		□
			・農場管理シート及び現地確認チェックリスト	・使用禁止資材の不使用 ・土づくり技術の実施 ・有害動植物の防除実施 ・周辺からの使用禁止資材の飛来・流入防止措置 ・組換えDNA技術を利用していないこと ・放射線照射を行っていないこと			□
	24	抽出	【JAS認定を受けている場合】 有機JAS認定書の写し（JAS法第１５条の有機農産物の生産行程管理者として認定された者の場合）及び取組ほ場 ※添付：該当ほ場一覧		・国実施要領第9の1の（4）のイ	・抽出検査時に有機JAS認定書の写しが確認できない場合は、後ほど改めて確認すること。	□
	25	抽出	【加算措置を適用する場合】 ・土壌診断結果書類 ・堆肥の施用又は緑肥の作付を実施したことがわかる書類（NO11～19と同様）		・国実施要領第9の1の（4）のイ		□
「冬期湛水管理」に取り組む場合	25	抽出	冬期湛水管理に関する市町村への申請書（誓約事項が記載された書類）及び市町村からの承認通知の写し	・実施計画書等に誓約事項が記載されており、農業者と農業者団体及び市町村の間で書類を受理することで承認する場合は省略可能			□
	26	抽出	漏水防止措置の実施状況がわかる写真（措置前、措置後）	漏水防止措置を実施しない場合は＠▲1,000円／10a			□
	27	抽出	有機質肥料の購入伝票等（冬期湛水の直前又は期間中に試用した場合）	有機質肥料を購入・投入しない場合は＠▲3,000円／10a			□
「江の設置」に取り組む場合	28	抽出	生きもの調査の報告書	・申請者の代表ほ場で、１回以上実施 （申請者が団体の場合、団体として１回以上実施）			□
	29	抽出	作溝作業の実施状況がわかる写真（作業前、作業後）	作溝作業をしない場合は＠▲1,000円／10a			□
「炭の投入」に取り組む場合	30	抽出	炭の購入量を証明する購入伝票等の写し				□
「IPMと組み合わせた畦畔除草及び秋耕」に取り組む場合	30	抽出	現在調査中				□

注）該当しない項目については、備考欄に「該当なし」と記入

指導事項